

- 第十八條 工機分會ニ代會委員等ハ 分會委員等ニ於テ選出ス
- 第十九條 工機分會ニ聯合會及分會委員等ハ 二名ノ機關ヲ置ク
- 第二十條 工機分會ハ本部及支所ノ機關ハ 必ずニ設置スルコトヲ要ス
- 第二十一條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十二條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十三條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十四條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十五條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十六條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十七條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十八條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第二十九條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス
- 第三十條 工機分會ニ於テ選出スル委員等ハ 必ずニ選出スルコトヲ要ス

第廿條 分會内規ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 機關

第一節 大會

第廿一條 大會ハ本組合ノ最高決議機關ニシテ代議員及執行委員ヲ以テ構成ス 但シ執行委員ハ決議權ヲ有ス

第廿二條 大會ハ毎年一回定期開催シ執行委員長之ヲ召集ス 但シ執行委員會必要ト認メタル場合若シクハ組合員三分ノ二以上ノ請求アリタル場合ハ臨時召集スルコトヲ得

第廿三條 (一)代議員ハ各支部及本部ニ所屬スル組合員拾名ニ壹名ノ割合ヲ以テ選出シ端數五名以上ニ達シタル場合ハ壹名ヲ増スモノトス

(二)代議員選出方法ハ各支部及分會ニ於テ之ヲ定メ選出後其ノ資格ヲ證明スル信任狀ヲ大會ニ提出スルモノトス